

第30回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和4年11月28日（月） 午後3時56分

於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和4年11月28日(月) 午後3時56分

2. 閉会時間 令和4年11月28日(月) 午後4時49分

3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 18名

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	(会長) 北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 1名

番号	氏 名
2	坂本 文子

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 5名

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
中央	馬場 喜一	三会	山口 清則	三之沢	水本 正一郎
高野	吉田 純弘	戸田	林田 靖仁		

7. 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
報告第2号 使用貸借解約通知書について
報告第3号 新規就農者について

8. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
第5号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第7号議案	非農地証明願について
第8号議案	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
第9号議案	農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について
第10号議案	土地改良事業に参加する資格について

午後3時56分開会

議長（会長）

ただ今より、第30回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、2番 坂本 文子 委員 は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会 会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、3番 鳥田 誠吾 委員、4番 佐藤 幸平 委員を指名いたします。

議長（会長）

はじめに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、7件 9筆 8,029平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページから3ページに記載のとおりで、2件 21筆 18,340平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、新規就農者について報告します。

議案集は4ページ、届出者の2名は記載のとおりで、のちほど上程する農地法第3条による農地を貸借及び取得し、農業に従事する予定です。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番及び2番は関連がありますので、一括して上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番及び2番について説明します。

1番の借人及び貸人は、議案集5ページ1番に記載のとおりで、畑 2筆 1,291平方メートルを賃貸

借による権利設定するための申請です。

2 番の借人及び貸人は、議案集 5 ページ 2 番に記載のとおりで、畑 1 筆 631 平方メートルを賃貸借による権利設定するための申請です。

貸借後の耕作面積は、3,151 平方メートルで、農機具は耕うん機 1 台、消毒機械 1 台、軽トラック 1 台、草刈り機 1 台 を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（耕作権設定）の規定による許可申請の 1 番及び 2 番について報告します。借受人は、新規就農者であります。

……氏から技術指導を受けながら、妻と農業を営み、じゃがいも・きゅうり・玉ねぎ等を作付けし、通作距離は自宅から車で 5 分ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第 1 号議案の 1 番及び 2 番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第 1 号議案の 1 番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（耕作権設定）の規定による許可申請の 1 番は許可することに決定いたします。

次に、第 1 号議案の 2 番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（耕作権設定）の規定による許可申請の 2 番は許可することに決定いたします。

次に、第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 1 番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、畑 2筆 176平方メートル を売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、176平方メートルで、農機具は、草刈り機 1台 を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、事務局より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

本申請は先月の総会で、空き家に付属した農地として指定を受けたものであります。

譲受人は、トマト・きゅうり・ナス・じゃがいもを作付けし、取得農地については今後5年以上継続して耕作する旨の誓約書も提出され問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、2番に記載のとおりで、畑 2筆 786平方メートル を贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、11,265.25平方メートルで、農機具はトラクター 1台、コンバイン 1台、

田植機 1台、管理機 1台 を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、事務局より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は、35年の農作業暦があります。

子と二人で農業を営み、水稻・ブロッコリー・馬鈴薯を作付けし、通作距離は自宅から徒歩5分ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、3番に記載のとおりで、田 4筆 833平方メートル を贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、9,834平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、管理機 1台、耕運機 1台、動噴 1台 を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、事務局より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について報告します。

譲受人は、30年の農作業暦があります。

両親と農業を営み、水稻・人参・大根を作付けし、通作距離は自宅から1キロ以内ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の3番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、4番に記載のとおりで、畑 1筆 31平方メートル を贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、11,476平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、耕運機 1台、田植機 1台、コンバイン 1台 を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、事務局より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について報告します。

譲受人は、50年の農作業暦があります。

妻と農業を営み、水稻・ゴーヤ・トマトを作付けし、通作距離は自宅から200メートルということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の4番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番について説明します。

5番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、5番に記載のとおりで、畑 8筆 7, 593平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、9, 289平方メートルで、農機具はトラクター1台、耕運機 1台、草刈機 1台、トラック 1台 を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番について報告します。

本申請は、同一世帯内の生前贈与によるものです。

譲受人は、30年の農作業暦があります。

両親と農業を営み、人参・白菜等を作付けし、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の5番について、ご意見等はございませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の5番について、許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の6番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の6番について説明します。

6番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、6番に記載のとおりで、田 1筆 529平方メートル を贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、5,762平方メートルで、農機具はトラクター 1台、田植機 1台、コンバイン 1台、乾燥機 1台 を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の6番について報告します。

譲受人は、50年の農作業暦があります。

子と農業を営み、水稻・とうもろこしを作付けし、通作距離は自宅から1キロということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の6番について、ご意見等はございませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の6番について、許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の6番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の7番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の7番について説明します。

7番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、7番に記載のとおりで、田 1筆 1, 395平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、21, 666. 04平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、耕運機 1台、動噴 1台、トラック 3台 を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の7番について報告します。

譲受人は、40年の農作業歴があります。

妻と農業を営み、水稻・人参を作付けし、通作距離は自宅から5キロということで、問題なしと見ております。ご審議のほど、よろしくお願いします

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の7番について、ご意見等はございませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の7番について、許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の

7番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の8番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の8番について説明します。

8番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、8番に記載のとおりで、田 2筆 1, 343平方メートル、畑 8筆 5, 368平方メートル 合計 10筆 6, 711平方メートル を売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、6, 711平方メートルで、農機具はトラクター 1台、草刈機 1台、3tダンプ 1台、軽ダンプ 1台 を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、事務局より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の8番について報告します。

譲受人は、新規就農者であります。

……氏の指導のもと、妻と農業を営み、レタス・ブロッコリーを作付けし、通作距離は自宅から約3キロということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の8番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の8番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の8番は許可することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番、及び第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は関連がありますので、一括して上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番について説明します。
議案集は9ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 199平方メートルについて、令和………付け長崎県指令………号で、転用の許可を得ていましたが、転用面積を変更したいとの申請です。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番について説明します。
議案集は10ページ、1番に記載のとおりで、畑 5筆 2,327平方メートルについて、令和………付け長崎県指令………号で、転用の許可を得ていましたが、転用面積を変更したいとの申請です。

これに伴い、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番となります。

譲受人及び譲渡人は、議案集12ページ、1番に記載のとおりで、申請地1.03平方メートルを譲り受け、木造平家建住宅、倉庫2棟及び駐車場用地の一部として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地区域外で、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 …… 委員

（…… 委員）

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番、及び第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は………の一角にあり、北側は水路を挟んで農地、東側、南側及び西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は水路放流及び道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番、第4号議案の1番及び第6号議案の1番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、まず、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による「許可後の計画変更承認申請」の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による「許可後の計画変更承認申請」の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第6号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第5号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集11ページ、1番に記載のとおりで、申請地 887平方メートルに木造平家建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地区域外で、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第5号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側は道路、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜桝を設置し道路側溝へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第6号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……委員の退場を求めます。

（……委員 退場）

議長（会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集12ページ、2番に記載のとおりで、申請地 6. 23平方メートルを譲り受け、資材置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地区域外で、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は雑種地、西側は山林となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下及び道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第6号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。……委員の入場を求めます。

（…… 委員 入場）

議長（会長）

次に、第6号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集12ページ、3番に記載のとおりで、申請地 76平方メートルを譲り受け、犬の運動場への進入通路用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（…… 委員）

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は雑種地、東側及び南側は農地、西側は道路となっております。

擁壁を設け、雨水は水路放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第6号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第6号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集12ページ、4番に記載のとおりで、申請地 418平方メートルを譲り受け、木造平家建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるものに該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側は宅地、南側及び西側は農地となっております。

盛土造成し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第6号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第6号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集12ページ、5番に記載のとおりで、申請地 462平方メートルを譲り受け、資材置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の準工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側は宅地、南側は道路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について、ご意見等はございませんか。
(「なし」という発声)

議長(会長)

ご意見等がありませんので、第6号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」という発声)

議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。
次に、第6号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について説明します。
譲受人及び譲渡人は、議案集12ページ、6番に記載のとおりで、申請地 113平方メートルを譲り受け、自動車展示場用地として利用したいとの申請です。
申請地は、農振地域内の農用地区域外で、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。
申請地は……の一角にあり、北側は雑種地、東側は里道を挟んで農地、南側は道路、西側は宅地となっております。
擁壁を設け、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(会長)

はい、ありがとうございます。
ただ今、説明がありましたが、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第6号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第7号議案、非農地証明願いの1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集13ページ1番に記載のとおりで、申請地は平成5年月日不詳頃から、宅地として利用されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第7号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側、東側及び南側は宅地、西側は河川となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第7号議案の1番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第7号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第7号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第7号議案、非農地証明願いの2番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、非農地証明願いの2番について説明します。
申出人は、議案集13ページ2番に記載のとおりで、申請地は平成4年月日不詳頃から、山林化しています。
以上で説明を終わります。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第7号議案 非農地証明願いの2番について報告します。
申請地の……の2筆については、北側は原野、東側は山林、南側及び西側は農地となっております。
申請地6筆の現地を見たところ、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。
ただ今、説明がありましたが、第7号議案の2番について、ご意見等はございませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第7号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第7号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。
次に、第8号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第8号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」について、説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農用地利用集積計画（案）」の承認を得ようとするものであります。
利用権設定については、議案集14ページから17ページに記載のとおりで、
耕作権の新規設定 8件 27筆 21,629平方メートル

耕作権の再設定 7件 20筆 17,681平方メートル

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集18ページから19ページに記載のとおりで、7件 18筆 10,904平方メートルです。

合計 22件 65筆 50,214平方メートルです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただいまの説明に対して、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第8号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第8号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」を承認することに決定いたします。

議長（会長）

次に、第9号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第9号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明します。

議案集の20ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、10筆、9,073平方メートルの農地について、島原市から「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、6名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第9号議案は、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第9号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。

次に、第10号議案、土地改良事業に参加する資格について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……委員の退場を求めます。

（…… 委員 退場）

議長（会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

第10号議案、土地改良事業に参加する資格について説明します。

県営水利施設等整備事業、一野地区の施行に伴い、土地改良法第3条第1項の規定に基づく、農業委員会の証明についての申請です

土地改良事業に参加できる資格者は、土地改良法第3条第1項第1号及び第2号に規定されており、その土地の所有者又は所有権以外の権原（賃借権、使用貸借権等）で耕作を行っている者となっています。

資料は 別添③をご覧ください。

対象者は56名、233筆、面積約19.4ヘクタールです。

今回、農業委員会が証明を行った3名資格者に、事業への参加同意をとられ、整備事業が行われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただいまの説明に対して、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第10号議案は、証明書を発行することによろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第10号議案 土地改良事業に参加する資格については、証明書を発行することに決定いたします。…… 委員の入場を求めます。

(…… 委員 入場)

議長（会長）

以上で、第30回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第30回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時49分閉会